

品川区歯ならびモグモグ相談実施要綱

制定 令和8年4月1日 区長決定 要綱第143号

(目的)

第1条 この要綱は、幼児に対して口腔機能発達不全症の早期発見・早期治療に繋げる検査を実施し、適正な指導および措置を行うことにより、幼児の健全な口腔機能育成を図り生涯にわたる心身の健康を育むことを目的とする。

(実施機関)

第2条 実施機関は、品川、大井、荏原の各保健センター（以下「センター」という。）とする。

(対象)

第3条 歯ならびモグモグ相談事業の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 区内に住所を有する幼児
- (2) 実施時期において原則センターの3歳児健康診査を受診した幼児

(実施方法)

第4条 歯ならびモグモグ相談事業の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) センターの所長（以下「所長」という。）は、次により対象者の把握に努めること。
 - ア 住民基本台帳
 - イ その他の関係資料
- (2) 通知方法は、3歳児健康診査受診時に対象者あて個別に勧奨を行う。
- (3) 検査内容は、次のとおりとする。
 - ア 問診
 - イ 口腔内診査
 - ウ 口腔機能発達不全症チェック
- (4) 歯科保健指導
検査の結果に基づき、必要者には歯科医師の指示の下、歯科保健指導を行う。
- (5) 栄養指導
検査の結果に基づき、必要者には歯科医師の指示の下、栄養指導を行う。

(事後措置)

第5条 所長は、検査の結果により、次の事項に留意のうえ措置する。

- (1) 口腔機能発達不全症の疑いがある者に対する措置
 - ア 専門医療機関での受診を勧奨する。
 - イ 専門医療機関での受診を希望する者に対しては、紹介状を発行する。
 - ウ 要経過観察者に対しては、必要に応じて電話相談などにより状況確認と適切な指導を行う。

(記録)

第6条 結果および指導事項は、次の用紙に記録する。

- (1) 親子健康手帳（母子健康手帳）
- (2) 歯ならびモグモグ相談健診票
- (3) 歯ならびモグモグ相談個別指導記録用紙

2 事業実施状況および実績については、歯ならびモグモグ相談事業日報を作成し、保存する。

（報告）

第7条 所長は、健康推進部長に、本事業の実績について、東京都歯科保健事業報告により報告するものとする。

付則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。